

ゲノム編集技術応用食品の情報提供の在り方検討を求める意見書

我が国においては、ゲノム編集技術を用いた食品は、食品安全委員会における安全性審査を不要とし、食品表示基準の対象外とされている。

消費者基本法に基づき、消費者には知る権利が保障されているが、現在、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品は、流通等に先立って国への事前相談を行うこととされ、届出をした上で公表されているが、届出には法的強制力がない上、ゲノム編集技術応用食品が網羅されて公表されているかは不明である。

このような中、消費者からはゲノム編集技術応用食品及びそれを原材料とする加工食品に対し、健康や環境面での懸念のほか、利用するか否か自らが選択できるよう、その表示を求める声が上がっている。

よって国においては、消費者基本法の理念に基づき、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保するため、ゲノム編集技術に関する正確な情報を提供し、理解醸成を進めるとともに、ゲノム編集技術を応用した食品の届出制度の見直し及びそれを原材料とする加工食品の表示基準等を含めた消費者への情報提供の在り方について、さらなる検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 7 年 2 月 1 7 日

静岡県裾野市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官 宛
厚生労働大臣
農林水産大臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）